



校訓：誠実

# 令和6年度 生徒募集要項

## 埼玉県立上尾南高等学校

(全日制の課程 普通科 男女共学)

〒362-0052 上尾市中新井585番地 TEL 048-781-3355

URL <https://ageominami-h.spec.ed.jp/> FAX 048-780-1009

### 第1 募集人員及び出願資格等

1 募集人員 240名(男女共学、転編入枠2名を含む数)

#### 2 出願資格

出願資格は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ、(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和6年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和6年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和6年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という)を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める)を修了した者。
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)。
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者。

3 通学区域 通学区域は設けない。

### 第2 入学者選抜の基本方針

入学者選抜要領による。また、本校の『選抜の基本方針』は以下のとおりとする。

- (1) 第1次選抜では学力検査と調査書の記録に大きな差を設けずに選抜し、第2次選抜では調査書を重視して選抜する。
- (2) 調査書の「特別活動等の記録」のうち、特に部活動に積極的に取り組んだ者の選抜に配慮する。

### 第3 一般募集

#### 1 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書(様式5)、受検票(様式5-2)

#### イ 入学選考手数料

(ア) 入学選考手数料2,200円を所定用紙(納付書兼領収書)により指定の金融機関で納付し、受領済印が押印された所定用紙を、「入学願書」の裏面に貼付し提出すること。なお、所定用紙には志願者本人の住所、氏名、電話番号、中学校名を記入する。

(イ) 一度納入した入学選考手数料及び電子収納に係る手数料は返還しない。

ウ 調査書(様式1)

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表(様式3)及び学習の記録等一覧表(様式4)

1部提出すること。過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参、志願者が郵送・持参によって提出す

することもできる。

ア 志願者又は出身中学校長（在学中学校長を含む。以下同じ）が提出するもの。

（ア）中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

|            | 中学校がまとめて郵送する場合  | 中学校がまとめて持参する場合  |
|------------|---|---|
| 提出書類       | 入学願書、受検票、調査書をまとめて提出する。送付票（様式21）を同封すること。なお、受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分の切手を貼ること。（63円+特定記録郵便代160円） |   |
| 提出期間及び受付時間 | 令和6年2月7日（水）を配達指定日とすること。   | 令和6年2月7日（水）<br>午前9時から正午まで及び<br>午後1時から午後4時30分まで                            |
| 提出先        | 本校  |   |
| 提出方法       | 「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。                             | 出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。本校校長は、受領書（様式22）を交付する。 |
| 受検票の交付     | 「受検票」を2月9日（金）午後3時までに特定記録郵便にて郵送手続を行う。  |   |

（イ）志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

|            | 志願者が郵送する場合  | 志願者が持参する場合  |
|------------|---|---|
| 提出書類       | 入学願書、受検票、調査書を同封する。受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分の切手を貼ること。（63円+特定記録郵便代160円） | 入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。   |
| 提出期間及び受付時間 | 令和6年2月7日（水）を配達指定日とすること。   | 令和6年2月8日（木）<br>午前9時から正午まで及び<br>午後1時から午後4時30分まで<br>令和6年2月9日（金）<br>午前9時から正午まで |
| 提出先        | 本校  |   |
| 提出方法       | 「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。     | 志願者が窓口を持参すること。この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。                                |
| 受検票の交付     | 「受検票」を2月9日（金）午後3時までに特定記録郵便にて郵送手続を行う。  | 「入学願書」等を受理した後、「受検票」を交付する。   |

イ 出身中学校長が提出するもの

|            | 郵送する場合   | 持参する場合  |
|------------|--|---|
| 提出書類       | 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（様式3及び4）  |   |
| 提出期間及び受付時間 | 令和6年2月7日（水）を配達指定日とすること。  | 令和6年2月8日（木）<br>午前9時から正午まで及び<br>午後1時から午後4時30分まで<br>2月9日（金）<br>午前9時から正午まで |
| 提出先        | 本校及び高校教育指導課  |   |
| 提出方法       | 「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。   | 直接持参する。   |
| その他        | なおアの（ア）により、中学校がまとめて出願する場合、入学願書等と学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を、同一の封筒で提出することができる。この場合、封筒の表には、「入学願書等在中」と「学習の記録等一覧表等在中」を朱書きで併記すること。 |   |

## 2 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

## 3 志願先変更

### (1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和6年2月14日(水)から2月15日(木)まで

受付時間は、2月14日(水)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

2月15日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

### (2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)及び受検票を、先に出願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに持参により出願手続をとること。ただし、入学選考手数料については、以下、アによる。

#### ア 入学選考手数料

(ア) 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納付する必要はない。

(イ) 定時制の課程から本校に志願先を変更する場合は、**入学選考手数料の不足分の額(1,250円)を所定用紙により指定の金融機関で納付し、受領済印が押印された所定用紙を、「入学願書」の裏面に貼付し提出すること。**

(ウ) 本校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から本校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続きにより納付する。

(エ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

#### イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に速やかに提出する。

#### ウ 志願先変更証明書

「志願先変更願」(様式8)が提出された場合は、本校校長は「志願先変更証明書」(様式9)を交付する。

## 4 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)及び受検票を速やかに本校校長に持参により提出する。

## 5 学力検査

(1) 志願者は、令和6年2月21日(水)に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

なお、追検査を受検する場合は、「**6 追検査**」による。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

(4) 学力検査会場は、本校とする。

(5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

|     |           |                     |   |                      |   |                      |   |                      |   |                      |
|-----|-----------|---------------------|---|----------------------|---|----------------------|---|----------------------|---|----------------------|
| 時間  | 8:45~9:20 | 9:25~10:15<br>(50分) | 休 | 10:35~11:25<br>(50分) | 休 | 11:45~12:35<br>(50分) | 昼 | 13:30~14:20<br>(50分) | 休 | 14:40~15:30<br>(50分) |
| 教科等 | 一般諸注意     | 国語                  | 憩 | 数学                   | 憩 | 社会                   | 食 | 理科                   | 憩 | 英語                   |

(6) 学力検査の各教科の配点は、100点とする。

(7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、令和6年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項第14(28ページ)による。

(8) 集合時刻及び場所 午前8時30分・本校体育館

#### (9) 携行品

受検票、鉛筆、消しゴム、三角定規、コンパス、弁当、上ばきを携行する。

| 検査時に使用するもの  | 携行してはいけないもの   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 鉛筆<br>(シャープペンシルも可とする。)<br><input type="checkbox"/> 消しゴム<br><input type="checkbox"/> 三角定規<br>(直定規も可とする。)<br><input type="checkbox"/> コンパス | ●学力検査に必要なもの<br>●学力検査の公平性を損なうおそれのあるもの<br>(例) 下敷き<br>分度器 (もしくは類似機能を持つ文具類)<br>文字、公式等が記入された定規等<br>和歌や格言等が印刷された鉛筆等<br>色鉛筆、蛍光ペン、ボールペン<br>計算機、計算機能や辞書機能等のある時計<br>携帯電話等の電子機器類<br>(時計がわりの使用も認めない。) |
| 検査時に使用を認めるもの  |   |
| <input type="checkbox"/> 計時機能のみの時計  |   |

(注意1) 受検票は常に携行し、検査中は定められた場所に置くこと。

## 6 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和6年3月4日(月)に実施する追検査を受検することができる。
- ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査をすべて欠席した者
- イ 一部受検者(※一部受検者とは、学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科とする。)
- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」(様式16)を令和6年2月22日(木)正午までに本校校長に提出する。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」(様式17)及び、「追検査受検者個人カード」(様式23)を交付する。志願者は、「追検査受検者個人カード」(様式23)に必要事項を記入の上、追検査当日に持参すること。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校の学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (5) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集においては、令和6年3月4日(月)に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、本校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。

## 7 入学許可候補者の発表

- (1) 日時・場所・方法

|    | ウェブによる発表  | 掲示による発表          |
|----|---|------------------|
| 日時 | 令和6年3月1日(金)午前9時   | 令和6年3月1日(金)午前10時 |
| 場所 | 本校ホームページ  | 本校(体育館玄関脇の掲示板)   |
| 方法 | 受検番号を発表する。<br>本校校長は、受検票を確認し「選抜結果通知書」(様式7)を入学許可候補者に交付する。 |                  |

- (2) 入学許可候補者は、令和6年3月1日(金)に、受検票を持参し、本校校長から交付書類を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出する。
- (4) 入学許可候補者説明会は、令和6年3月19日(火)に行う。
- (5) 追検査の入学許可候補者発表

|    |   |
|----|---|
| 日時 | 令和6年3月6日(水)午前9時   |
| 方法 | 電話による発表とする。<br>「追検査受検者個人カード」(様式23)に記載された電話番号に、本校から連絡する。 |

- ア 入学許可候補者は、令和6年3月6日(水)に、受検票を持参し、本校校長から交付書類を受け取ること。
- イ 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは(3)に準ずる。

## 第4 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

### 1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

### 2 出願資格

令和6年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

### 3 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」（様式6）を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出する。

「入学願書」（様式5）の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付す。

### 4 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。

なお、先に出願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

### 5 面接

個人面接を令和6年2月21日（水）学力検査終了後に行なう。

### 6 その他

ここで定めた内容以外の事項については、「第3 一般募集」による。

## 第5 県外中学校等からの出願

### 1 出願資格

出願について本校校長の承認を得た者

### 2 出願承認の手続

#### (1) 出願承認の申請

ア 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して、承認を受ける。

イ 出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和6年1月9日（火）から2月8日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）。

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。

なお、可能な限り、令和6年2月7日（水）までに「出願承認の申請」を行う。

#### (2) 出願する際の注意事項

ア 「第3の1 出願手続」による。

イ 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

ウ 出願の際、「入学願書」等とともに、本校校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を添付して提出する。

エ 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

## 第6 その他

1 私立中学校からの出願、海外の日本人学校等からの出願及び帰国生徒特別選抜による募集の出願については、事前に本校校長に申し出る。

2 東日本大震災に係る被災者で、保護者等とともに埼玉県内に居住または在住し、県内中学校に通学している者が出願する場合は、事前に本校校長に申し出る。ただし、住民票を埼玉県内に移している者はその限りではない。

3 詳細は、令和6年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項による。

4 御不明な点は、本校にお問い合わせください。